

(案)

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和元年5月版)

～自然・文化・歴史を活かした個性ある産業が息づき、地域住民が安心して生活でき、誇りを持ってふるさとを守り育てる魅力のある余呉地域を創生～



丹生川(高時川:佐惣平橋より上流を望む)

令和元年5月23日

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

目 次

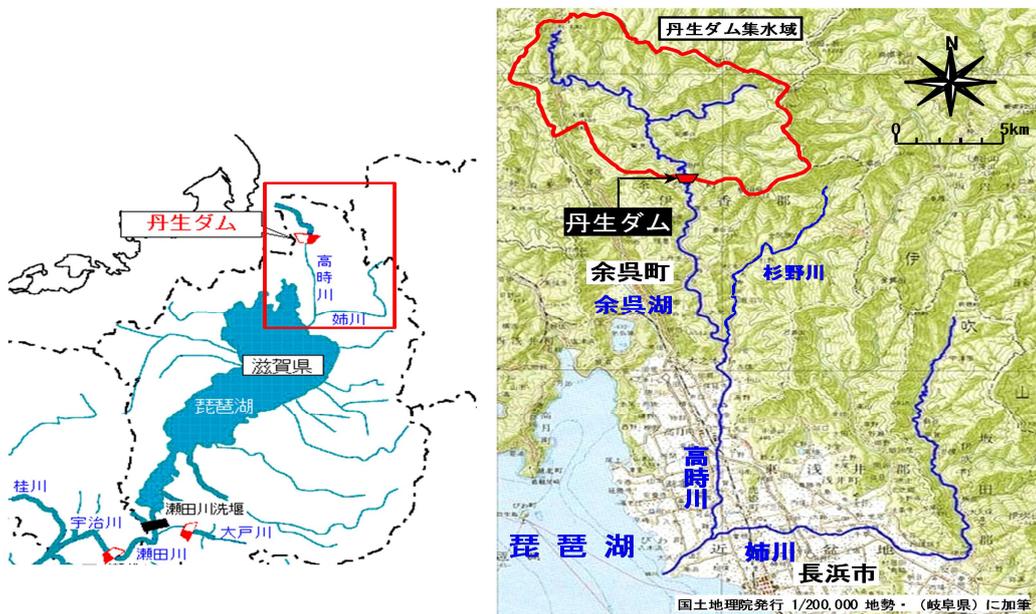
1 趣 旨	．．．	1
2 地域整備に向けた体制の構築	．．．	2
(1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定	．．．	2
(2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会	．．．	2
3 余呉地域の現状と課題等	．．．	3
(1) 地域の概要	．．．	3
(2) 地域の課題	．．．	6
(3) 課題解決に向けた取り組み	．．．	6
4 基本方針	．．．	8
(1) 地域整備事業の推進体制	．．．	8
(2) 財政措置等	．．．	8
(3) 地域整備の方向性	．．．	8
(4) 地域整備実施計画の事業体系	．．．	9
【表-1】 丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系	．．．	10
【表-2】 事業体系の内、早期（概ね5年以内）の着手が必要なもの	．．．	11
丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備 実施箇所図	．．．	12

1 趣 旨

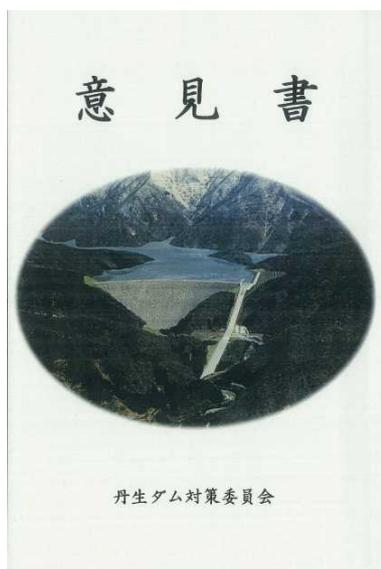
丹生ダム建設事業は、昭和 43 年に予備調査が開始されてから、ほぼ半世紀が経過した平成 28 年 7 月に国土交通省から正式に中止の方針が決定された。

丹生ダム水源地域およびその周辺地域（以下「余呉地域」という。）では、ダム建設を前提とした地域整備事業が計画・実施されてきたが、最終的にダム本体工事が着手されず、事業が中止されたことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行など課題が山積している。

今般、丹生ダム建設事業の中止に伴う影響を緩和するため、余呉地域が抱える課題や要望等に対応した地域整備を図ることとし、丹生ダム対策委員会が平成 28 年 1 月に提出された意見書の 6 項目の実現に向けた地域整備の推進を図るものである。



丹生ダム建設事業の位置図



<6 項目の要請事項>

(平成 28 年 1 月 25 日丹生ダム対策委員会意見書より)

- ① 道路網の整備
- ② 水源地域の山林等の保全と維持管理
- ③ 高時川の河川整備 (治水・瀬切れ対策・砂防)
- ④ 発生土受入地の利活用
- ⑤ 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
- ⑥ 安心・安全な生活のための環境整備

2 地域整備に向けた体制の構築

(1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定

「丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な社会資本の整備等が十分に行われていない地域」（当計画では「余呉地域」としている地域）について速やかに必要な事業の実施を図るため、平成 28 年 9 月 11 日に丹生ダム対策委員会・近畿地方整備局・滋賀県・長浜市・水資源機構の五者で「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結した。

1. 平成 28 年 1 月 25 日付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
2. 委員会、国、県、市及び機構から構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任を持って地域整備の推進を図る。
3. 地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。

(2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

地域整備の推進を図るため、「平成 28 年 10 月 27 日に、基本協定書で定めた「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。協議会における地域整備に関する目的等については、下記のとおり規約に規定した。

第 2 条（目的）

この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

第 3 条（事業）

協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 整備可能な手法の協議、調整
- (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3) 進捗の報告、確認
- (4) その他

第 4 条（組織）

協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

- 2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

3 余呉地域の現状と課題等

(1) 地域の概要

余呉地域は、淀川水系の最北端の源流地域であり、京阪神地域を含め1,400万人の生活を支えている琵琶湖の北に位置する豊かな山林に囲まれた水源地域である。琵琶湖国定公園の特別地域である余呉湖周辺、高時川源流域は多くを山林が占めており、またその山林の多くが水源涵養のための保安林にも指定され公益的な機能を果たしており貴重な地域である。



淀川の源の碑



冬の菅並集落

気候は北陸型で、冬期には平野部で1m～2m、山間部で2m～4mの積雪があり、根雪期間は12月から翌年4月までの長期間に及ぶ地域である。特に、昭和54年には豪雪地帯対策特別措置法にもとづく特別豪雪地帯の指定を受けている程の豪雪地帯となっている。

また、若年者人口の流出や高齢化の進行による集落維持機能の低下が懸念されており、平成2年に過疎地域活性化特別措置法にもとづく過疎地域の指定も受けている。平成28年時点の65歳以上の高齢者比率は38.8%で、滋賀県平均24.8%、全国平均27.0%を大きく上回る。

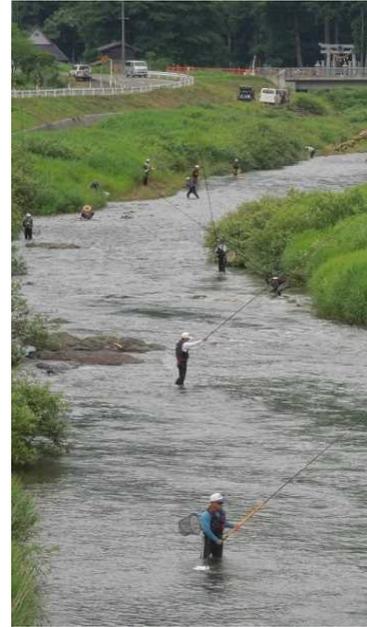
産業については、戦前の余呉地域は薪炭産業に依存してきたが、高度経済成長期の産業・エネルギー構造の転換や人口の流出により地域の活力が衰退しているほか、昼間人口は7割程度(平成22年時点)となっている。

林業においても担い手が不足し放置林が多く、商業は小規模経営の個人商店がほとんどで、後継者不足で存続が危ぶまれている。観光業については、誘客の可能性のある地域資源を有しているが、現在のところ多くの観光客を誘致するまでには成熟していない。

主なレクリエーションは、余呉湖のワカサギ釣り、丹生川(高時川)のアユ釣り、余呉高原スキー場、ウッディパル余呉があげられるが、ワカサギ及びアユ釣りの来訪者は天候に左右され、スキーについても、若者のスキー離れやスキー場の競合により来場者は減少傾向にある。



余呉湖(ワカサギ釣り)



丹生川(高時川)のアユ釣り

自然・文化・歴史については、賤ヶ岳の合戦跡、丹生茶わん祭り、菅山寺、洞寿院などがあるが、環境整備や広報が不十分であり、交流人口の増加に結びついていないほか、古民家の整備やトチノキの巨木に至るトレイル道の整備についても、地域振興策まで進展していない。



丹生茶わん祭り



トチノキ(巨木)

そのほか、丹生ダム計画により整備された妙理の里や茶わん祭の館の施設が遊休状態となっており、利活用や管理・運営について喫緊の課題となっている。

以上のように、丹生ダム建設事業が計画されてから長い時間が経過したことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや水源地域の荒廃、過疎化が進行している。



妙理の里



倒木(水没予定地の荒廃状況)

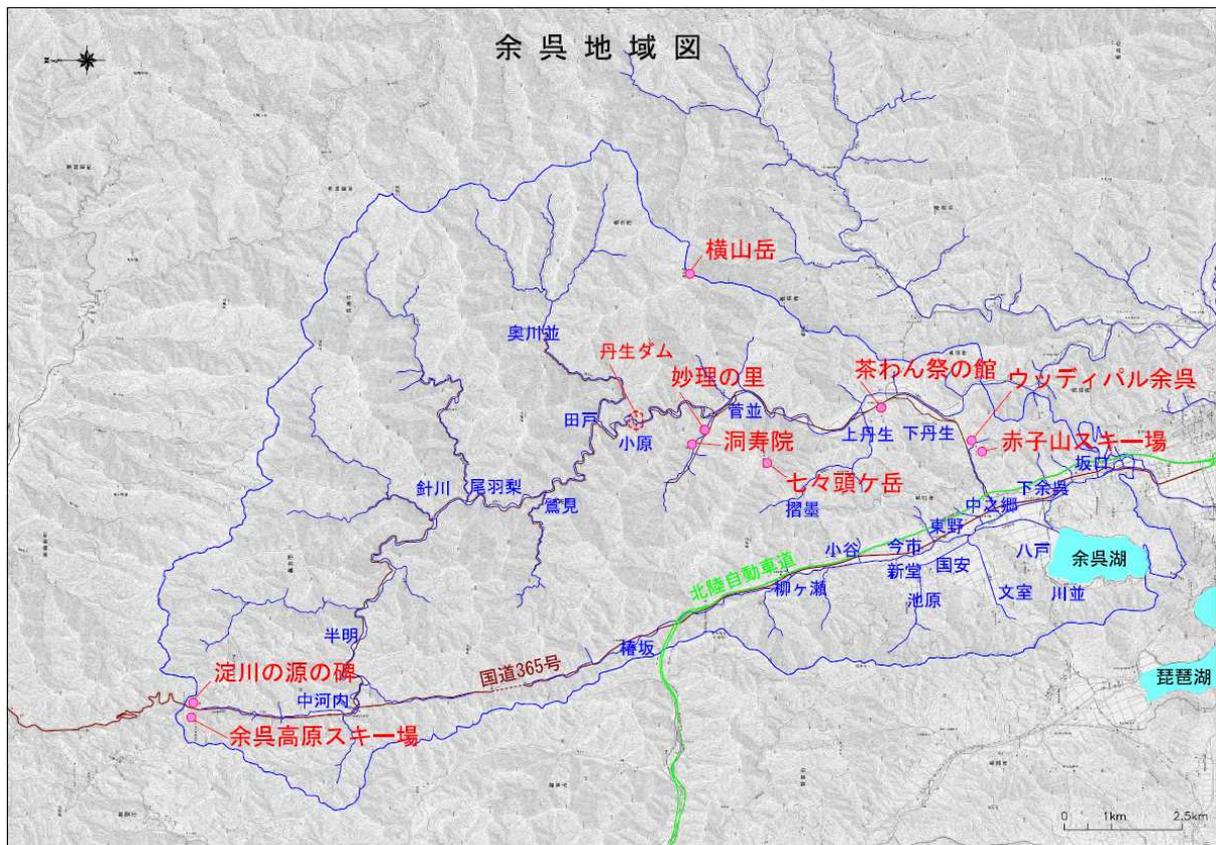


水没予定地



小原集落跡地

なお、余呉地域の周辺施設を余呉地域図に示す。



(2) 地域の課題

以上をまとめると、余呉地域には以下の課題が見えてくる。

- 課題①：社会資本整備の遅れ
- 課題②：山林の荒廃
- 課題③：若者の人口流出による担い手不足
- 課題④：集落維持機能の低下
- 課題⑤：観光客の誘致

(3) 課題解決に向けた取り組み

余呉地域の振興を図るため、「Ⅰ 誰もが安心して住み続けられる地域」、「Ⅱ 個性ある産業が息づく地域」、「Ⅲ ふるさとを守り育てる地域」とする3つの目指すべき姿の実現に向けて、当該地域の課題を念頭に協議会等で議論し実施可能な地域整備事業を丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者が連携協力し実施する。

[目指すべき3つの姿と課題解決の方向]

I 誰もが安心して住み続けられる地域

○道路網の整備

- ① 県道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
- ② 市道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
- ③ 近隣地域との交流促進・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]

○高時川の河川整備

- ④ 治水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
- ⑤ 瀬切れ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]

○安心・安全な生活のための環境整備

- ⑥ 生活関連施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・[課題④]
- ⑦ 公共交通機関の維持・確保・・・・・・・・・・[課題④]
- ⑧ 防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題④]
- ⑨ 保健及び福祉の向上・・・・・・・・・・・・・・・[課題④]

II 個性ある産業が息づく地域

○自然、文化、歴史を活かした地域振興策

- ⑩ 農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題③]
- ⑪ 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題⑤]
- ⑫ 商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・[課題③]
- ⑬ 地域独自の山村文化の継承・・・・・・・・・・[課題④]

III ふるさとを守り育てる地域

○水源地域の山林等の保全と維持管理

- ⑭ 山林等の管理保全・・・・・・・・・・・・・・・[課題②]
- ⑮ 発生土受入地の利活用・・・・・・・・・・・・[課題②]

※[]内の○付き数字は、地域の課題番号（P.6）を示す。

4 基本方針

(1) 地域整備事業の推進体制

余呉地域における地域整備の推進を図るため、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者で構成する「丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備協議会」において、地域整備実施計画を作成し、事業を行う。

また、地域整備事業の実施に当たっては、「長浜市過疎地域自立促進計画」等既存の計画と整合性を図りつつ、事業が効果的・計画的に推進出来るよう緊密な連携を図っていく。

(2) 財政措置等

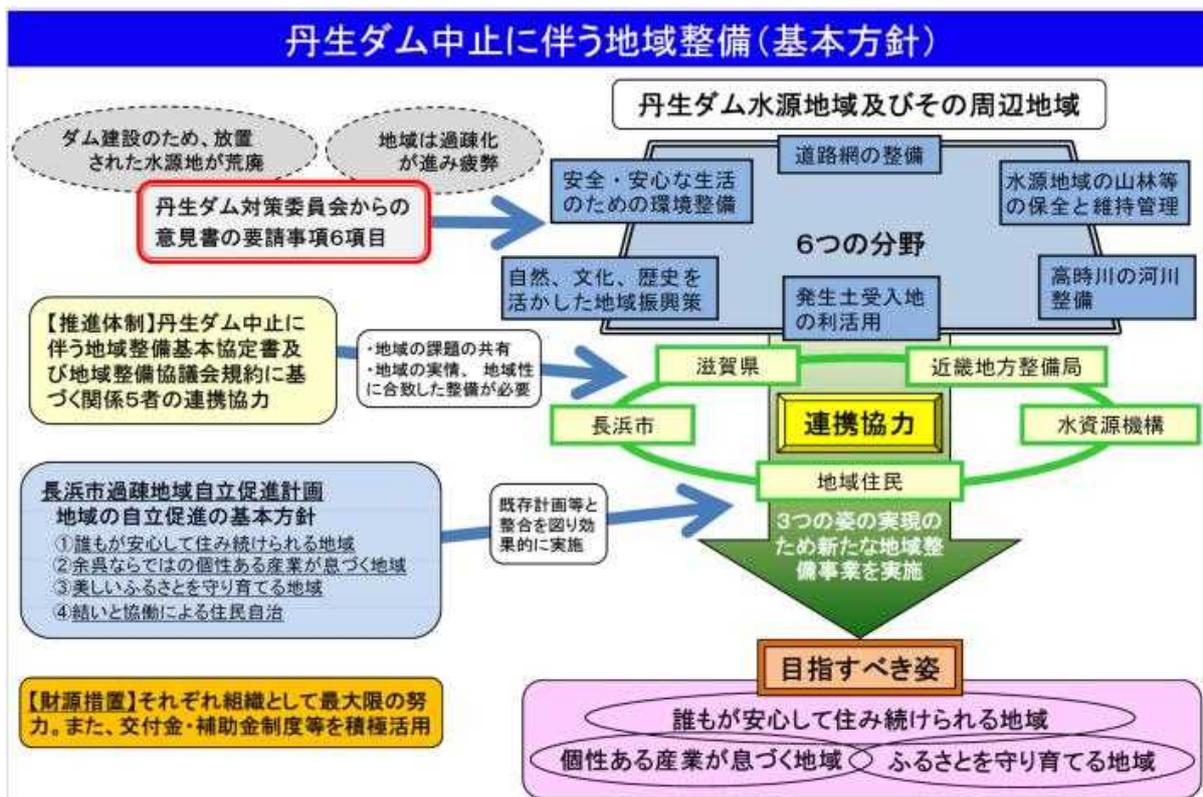
地域整備事業の財源措置については、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の四者は、組織として最大限の努力を行うものとし、国、県の交付金・補助金制度などの既存の制度を積極的に活用する。

滋賀県は、当該基本方針に基づき、長浜市及び地元が実施する事業を対象とした支援策について検討を進める。

(3) 地域整備の方向性

◇ 3つの目指すべき姿の実現に向け、自然、文化、歴史を活かし、既存施設の活用を図り、地域住民が誇りを持てる魅力のある余呉地域を創生する。

◇ 持続性を維持するため地域が主体となり、実行可能な「地域づくり」を行う。



(4) 地域整備実施計画の事業体系

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画の事業体系を表-1 に示すとともに、早期（平成 29 年度から概ね 5 年以内）の着手が必要な内容を表-2 に示す。

【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系

大分類	中分類	小分類	今後の検討事項
誰もが安心して住み続けられる地域	道路網の整備	①県道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、近隣地域とを結ぶ中河内木之本線等の県道改良及び補修を着実に進める手法を立案し検討する。
		②市道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、住民生活に密着した市道について整備内容を立案し検討する。
		③近隣地域との交流促進	他県と結ぶ交通ルートを整備することを地域振興策の基本施策とするため、福井県など近隣地域との交流につながる道路網の整備手法を立案し検討する。
	高時川の河川整備	④治水対策	流域住民のダムに代わる安心・安全の確保のため、水害や土砂災害を防ぐ対策を実施するとともに、浚渫や護岸等の適切な維持管理を着実に進める手法を立案し検討する。
		⑤瀬切れ対策	天井川特有の瀬切れ特性を踏まえ、現実的な対応策についてダム中止の検討案も参考に学識経験者等の意見も取り入れながら対策箇所、対策手法を立案し検討する。
	安心・安全な生活のための環境整備	⑥生活関連施設の整備	地域住民の生活環境の向上を図るために必要な整備内容・整備手法を立案し検討する。
		⑦公共交通機関の維持・確保	地域住民の定住促進を図るため、住民ニーズに対応した公共交通機関の維持・確保できる施策を立案し検討する。
		⑧防災拠点の整備	防災機能強化のため、水害・土砂災害のおそれのある地域を把握するとともに、避難所等の防災拠点の整備について立案し検討する。
		⑨保健および福祉の向上	若者が定着し、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できる対策を立案し検討する。
	個性ある産業が息づく地域	自然、文化、歴史を活かした地域振興策	⑩農林業の振興
⑪観光の振興			余呉地域の観光資源を有効に活用するため、民間活力の導入も視野に入れ、様々なニーズの集客が図れるように観光ルートの開発・整備等を着実に進める手法を立案し検討する。
⑫商工業の振興			地域の資源や小原かご等伝統産業を活かした地域商業の活性化を図るため、これらを販売できる手法を立案し検討する。
⑬地域独自の山村文化の継承			「丹生茶わん祭り」など伝統文化の保存と後世への伝承のため、後継者の確保・育成手法や山村地域独自の特色ある文化遺産の活用手法を立案し検討する。
守り育てるさと地を域	水源地域の山林等の保全と維持管理	⑭山林等の管理保全	豊かな森林資源の保全、利活用を図るため、林道・作業道の整備や山林保全、集落跡地の保全手法を立案し検討する。
		⑮発生土受入地の利活用	発生土受入地について、地域の意向に沿った利活用手法を立案し検討する。

【表-2】事業体系の内、早期（概ね5年以内）の着手が必要なもの

分類	枝番号	実施内容	実施箇所	実施主体 (事業執行者)	着手時期
①	1	工事用道路として利用した県道中河内木之本線 (道路原形復旧及び改良)	中河内～菅並	水資源機構・滋賀県	H29年度～
①	2	県道中河内木之本線(道路補修) ◇歩道用転落防止柵の補修、落石防止対策、道路排水対策、消雪施設整備	菅並～下丹生	滋賀県	H29年度～
②	1	工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)	菅並	水資源機構	H30年度～
②	2	市道奥川並線(路肩補修等)	田戸～奥川並	水資源機構・長浜市	H29年度～
②	3	市道菅並線 ◇側溝改修	菅並	長浜市	H30年度～
②	4	市道丹生小谷線他 ◇舗装修繕、消雪施設整備、土砂流出対策等	摺墨	長浜市	H30年度～
②	5	市道西村線他 ◇消雪施設整備	上丹生	長浜市	H30年度～
②	6	市道下丹生上丹生線 ◇舗装修繕、消雪施設整備	下丹生	長浜市	H30年度～
④	1	高時川の河川改良 ◇護岸整備等	中河内、菅並～下丹生	滋賀県	H29年度～
④	2	高時川の維持管理 ◇浚渫、樹木伐採、護岸補修等	中河内、菅並～下丹生	滋賀県	H29年度～
④	3	妙理川の維持管理	菅並	滋賀県	H30年度～
⑤	1	瀬切れ対策 (魚類の一時避難場所及びみお筋の確保)	高時川	滋賀県	H29年度～
⑥	1	生活関連施設等の整備 ◇集落内道路整備	摺墨	長浜市	H30年度～
⑥	2	生活関連施設等の整備 ◇消雪施設整備	東野	調整中	調整中
⑥	3	生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環) ◇舗装修繕等	菅並	水資源機構	R元年度～
⑥	4	生活関連施設等の整備 ◇用水路改修	摺墨	調整中	R元年度～
⑥	5	余呉地域における「小さな拠点」構想の検討	中之郷	調整中	R元年度～
⑪	1	トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道)	小原	水資源機構	R元年度～
⑪	2	河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環)	半明～小原	水資源機構	H29年度～
⑪	3	余呉湖周辺等の観光振興の検討	下余呉、川並ほか	調整中	R元年度～
⑬	1	ダム事業を通して収集した地域資料の活用	余呉支所ほか	水資源機構ほか	H29年度～
⑭	1	買収用地以外の山林(残存山林)への対応	針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原	水資源機構	H29年度～
⑭	2	買収用地の対応及び買収用地の境界明示	針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原、菅並	水資源機構	R元年度～
⑭	3	集落跡地の整備(道路原形復旧の一環)	半明、針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原	水資源機構	R元年度～
⑭	4	林道横山岳線の整備	木之本～菅並	滋賀県	実施計画策定以前から着手している事業
⑭	5	付替県道妙理谷工区の取扱いの検討	菅並	調整中	R元年度～
⑮	1	発生土受入地の利活用策の検討	半明、北海道、八田部	水資源機構	H29年度～

※本表は、令和元年5月23日時点で「早期の着手が必要なもの」をとりまとめたものであり、今後の協議により随時追加更新を行うものである。

※実施箇所において、河川あるいは道路の路線で複数の地域にまたがる場合に●●～●●の記載。

その他、境界明示や残存山林などについては、対象全地区を記載。

※概ね5年以内とは、H29年度から概ね5年以内の着手が必要な事業をいう。

丹生ダム建設事業の中止に



伴う地域整備 実施箇所図



- ⑤-1 瀬切れ対策(魚類の一時避難場所及びみお筋の確保)
- ⑥-5 余呉地域における「小さな拠点」構想の検討
- ⑪-1 トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道)
- ⑪-2 河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環)
- ⑪-3 余呉湖周辺等の観光振興の検討
- ⑬-1 ダム事業を通して収集した地域資料の活用
- ⑭-1 買収用地以外の山林(残存山林)への対応
- ⑭-2 用地買収の対応及び買収用地の境界明示

④-1 高時川の河川改良(護岸整備等)^{※1}
 ④-2 高時川の維持管理(浚渫、樹木伐採、護岸補修等)

④-3 砂理川の維持管理

④-4 林道横山岳線の整備

⑤-1 北海道発生土受入地の利活用策の検討

⑥-1 生活関連施設等の整備(集落内道路整備)

⑥-2 生活関連施設等の整備(消雪施設整備)

⑥-3 生活関連施設等の整備(舗装修繕等)

⑥-4 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑦-1 八田部発生土受入地の利活用策の検討

⑧-1 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-2 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-3 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-4 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-5 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-6 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-7 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-8 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-9 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-10 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-11 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-12 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-13 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-14 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-15 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-16 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-17 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-18 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-19 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-20 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-21 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-22 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-23 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-24 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-25 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-26 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-27 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-28 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-29 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-30 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-31 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-32 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-33 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-34 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-35 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-36 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-37 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-38 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-39 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-40 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-41 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-42 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-43 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-44 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-45 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-46 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-47 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-48 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-49 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-50 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-51 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-52 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-53 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-54 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-55 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-56 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-57 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-58 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-59 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-60 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-61 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-62 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-63 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-64 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-65 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-66 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-67 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-68 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-69 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-70 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-71 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-72 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-73 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-74 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-75 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-76 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-77 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-78 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-79 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-80 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-81 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-82 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-83 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-84 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-85 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-86 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-87 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-88 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-89 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-90 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-91 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-92 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-93 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-94 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-95 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-96 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-97 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-98 生活関連施設等の整備(用水路改修)

⑧-99 生活関連施設等の整備(舗装修繕)

⑧-100 生活関連施設等の整備(用水路改修)

※1 高時川の河川改良は、下流の流量増にならないよう検討しながら、護岸整備等に着手していく。

■改定履歴

- ・平成 29 年 4 月 18 日：実施計画（平成 29 年 4 月版）策定
- ・平成 30 年 4 月 18 日：実施計画（平成 30 年 4 月版）改定
- ・令和 元年 5 月 23 日：実施計画（令和 元年 5 月版）改定